

下関市医療対策協議会（下関医療圏地域医療構想調整会議）  
（令和3年度第1回）議事概要

【日時】 令和4年2月18日（金）～2月28日（月）

【開催方法】 書面開催

【議事内容】

- 別紙「重点支援区域に関する情報提供」により、重点支援区域の申請を行うことについて、合意した。
- 新たに開設した診療所の外来医療機能において、「在宅医療」を実施しないことを例外的事項に該当するとみなすことについて、再検討を求める意見があったことから、次回調整会議への継続審議とした。
- 国の動きを踏まえた地域医療構想の進め方や調整会議の開催方針等について報告した。

○ 書面協議結果

1 重点支援区域の申請について

将来にわたり持続可能な医療提供体制の構築に向けて協議を行っている、二次救急医療を担う市内公立・公的4病院（独立行政法人国立病院機構関門医療センター、独立行政法人地域医療機能推進機構下関医療センター、社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会下関総合病院及び地方独立行政法人下関市立市民病院）を対象として、別紙「重点支援区域に関する情報提供」により、重点支援区域に向け申請することについて、資料1-1～1-3及び資料6により書面で説明を行い、全ての委員から同意が得られ、下関医療圏地域医療構想調整会議として合意した。

（主な意見・質問等）

- 重点支援区域に選定されることにより、地域の調整会議ではなく、国の主導で議論が進められるのではないかと懸念。  
⇒ 重点支援区域の選定後においても、地域の調整会議における自主的な議論を通じて取組を進めていく。重点支援区域の申請は、国の助言等を通じ、調整会議の議論を活発化させようとするものである。
- 重点支援区域の申請は、当地域における医療体制維持に必須であり、早急な対応が望ましい。
- 再編・統合により、市民の医療機関の選択肢が狭まることについては、どのように考えるのか疑問である。また、近隣の病院へ通院する人が少なくない中、医療機関で提供する医療の質について検討が必要である。さらに、医師不足解消には賃金水準が重要であり、財政支援が不可欠である。  
⇒ ご意見いただいた様々な課題については、今後進められる調整会議での具体的な議論に応じて、丁寧に対応していく。

## 2 山口県外来医療計画に係る報告について

資料5により、医療機器の共同利用計画について報告するとともに、新たに開設した診療所の外来医療機能において、「在宅医療」を実施しないことを例外的事項（診療科目の特性上、実施に馴染まない）に該当するとみなすことについて書面で協議し、再検討を求める意見があったことから、次回調整会議の継続審議とした。

（主な意見・質問等）

- 合意するが、今後急増すると想定される在宅医療需要について、総合診療が可能な医師により、患者宅を計画的に定期巡回する等の仕組み作りが重要と考える。
- この度の新規開設2診療所は同じ耳鼻咽喉科であるが、一方のみが検査機器を持ち運べないなどの理由で在宅医療が困難であるというのは、例外的事項として認められないのではないか。さらに進行が想定される高齢化の状況に鑑みて、通院困難な患者に対する在宅医療は担うべきと考えるため合意しない。

## 3 令和3年度地域医療構想調整会議について

資料2-1～2-5により、国の動きを踏まえた地域医療構想の進め方や調整会議の開催方針、医療法上の調整会議の位置づけ、外来機能報告等について書面で説明を行った。

（主な意見・質問等）

- 各都道府県の実態にあった地域医療構想であるべきと考える。下関市は高齢者が多く（医療需要がある）、一人当たり収入が少ない（保険料が少ない）ので、医療保険財政が極めて不安定であると考ええる。
- コロナ禍における医療現場の逼迫とご苦労とともに、コロナが問う医療資源の集約などの課題対応も浮き彫りになっている。市民が良質かつ効率的な医療が享受できるよう、医療機関と行政のスピード感ある対応を期待する。

## 4 令和元年度及び令和2年度病床機能報告結果について

資料3-1～3-8により、各医療機関における病床機能報告結果について、書面で説明を行った。

（主な意見・質問等）

特に意見・質問等はなし

## 5 基金、国庫補助金、繰入金について

資料4-1～4-3により、基金を活用した補助制度や基金事業・国庫補助事業に係る補助実績、繰入金の状況について書面で説明を行った。

（主な意見・質問等）

特に意見・質問等はなし